

クルーズ船寄港受入に係る感染症予防・拡大防止対策指針

令和５年７月１８日（第七版）

秋田県建設部港湾空港課

I 本 編

< 目 次 >

1	はじめに	P1
2	本指針の位置付け	P1
3	業界団体のガイドライン等	P1
4	クルーズ船寄港受入に係る基本方針	P1
5	クルーズ船寄港受入の決定等	P1
6	クルーズ船寄港受入の条件等	P2
7	連絡体制	P2
8	港における感染症予防・拡大防止対策	P2
9	港におけるC I Q対応	P3
10	その他	P3

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って対応してきたところであるが、本年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から第5類感染症に変更された。

これにより、クルーズ船の運航に関わる業界団体では、新型コロナウイルス感染症に係るガイドラインの一部見直しや廃止を行ったところである。

秋田県においては、外国籍船に適用するガイドラインが継続されること、日本籍船に適用するガイドラインについては廃止されるものの、海上運送法施行規則に定められている安全管理規程により引き続き感染症対策が継続されることなどに鑑み、本指針を見直した上、引き続き、安全・安心なクルーズ船の受入に努めるものとする。

2 本指針の位置付け

本指針は、秋田港、船川港及び能代港に寄港するクルーズ船の受入に適用する。

なお、新型コロナウイルス感染症を対象としつつ、インフルエンザ等、その他の感染症への対応が必要となった場合も本指針を基本とする。

また、業界団体のガイドラインや社会情勢などを踏まえ、必要な見直しや廃止を行うものとする。

3 業界団体のガイドライン等

本指針の策定や見直しについては、次のガイドライン等を参考とする。

なお、国内のクルーズ船運航事業者にあっては、ガイドラインが廃止されるものの、海上運送法施行規則で定められている安全管理規程に基づき、引き続き、感染症対策が講じられる見通しである。

「国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン」

(日本国際クルーズ協議会(JICC)) (以下、「JICCガイドライン」という。)

4 クルーズ船寄港受入に係る基本方針

本県においては、国内クルーズ・国際クルーズの区分によらず、クルーズ船の受入を行うものとする。

5 クルーズ船寄港受入の決定等

クルーズ船の寄港受入については、保健部局へ事前に寄港予定を共有した上、港湾管理者である県が判断するものとする。

しかしながら、受入に当たっては、多くの関係者による理解や協力が必要であるこ

とから、港湾管理者は寄港受入を決定した場合、その情報を速やかに「あきたクルーズ振興協議会」を通じて周知するものとする。

6 クルーズ船寄港受入の条件等

クルーズ船の寄港受入に際しては、ガイドライン等に基づく適切な対策が講じられるとともに、安全・安心な運航が確保されることが重要であるため、必要に応じて次の対応を求めるものとする。

【船社へ求める対応】

- ① 日本籍船にあっては海上運送法施行規則に定められている安全管理規程、外国籍船にあってはJ I C Cガイドラインに基づいて適切な感染防止・拡大防止対応を講じること。
- ② 船内で感染者が確認された場合は、厚生労働省による療養期間の考え方等を参考としつつ、感染拡大防止に努めること。
- ③ 感染者の搬送を要する場合は、ふ頭における搬送経路を確保し円滑な搬送を行うため、速やかに港湾管理者へ連絡すること。

7 連絡体制

港湾管理者は、感染者の搬送等に備え、船舶代理店や受入関係者等の連絡先を予め確認するとともに、必要に応じて連絡体制表等を整備し、関係者と共有するものとする。

8 港における感染症予防・拡大防止対策

港湾管理者又は港湾所在市（以下、受入主体と言う。）は、基本的な感染対策を継続しつつ、状況に応じて次のとおり制限又は緩和の措置を講じるものとする。

（１）感染症対策等

- ① 受入関係者等に対し、自己の健康管理を徹底し、症状がある場合には港への立入を控えるよう呼びかけるなど、基本的な対策を講じるものとする。
- ② 感染状況等を踏まえ、歓送迎行事や観光案内、物販等の規模を判断するものとする。
- ③ 必要に応じ、換気等の飛沫感染対策や清掃・消毒等の接触感染対策を講じるものとする。
- ④ その他、感染症の状況や社会情勢等を踏まえ、必要が生じた場合は、適宜、感染症対策を実施するとともに、関係者への注意喚起等を行うものとする。

（２）緊急車両等動線の確保

- ① 感染者搬送時等における緊急車両等動線は、Ⅱ資料編の別図１～３のとおりとする。
- ② 港湾管理者は、緊急車両等動線上に保安規定に基づくソーラスゲート警備を

行っている場合は、委託している警備会社等に対し、緊急車両等が通過することがある旨周知徹底し、円滑な通過態勢を確保する。

- ③ 受入主体は、緊急車両等動線上の安全確保や感染者等の搬送に必要な誘導等を行う。

9 港におけるC I Q対応

秋田県の港がファーストポートとなる場合において、感染症対策が必要と判断される時は、国機関と港湾管理者は協議の上、必要な対策を講じるものとする。

10 その他

本指針の問い合わせ先は次のとおりとする。

秋田県建設部港湾空港課

電 話 018-860-2541

FAX 018-860-3804

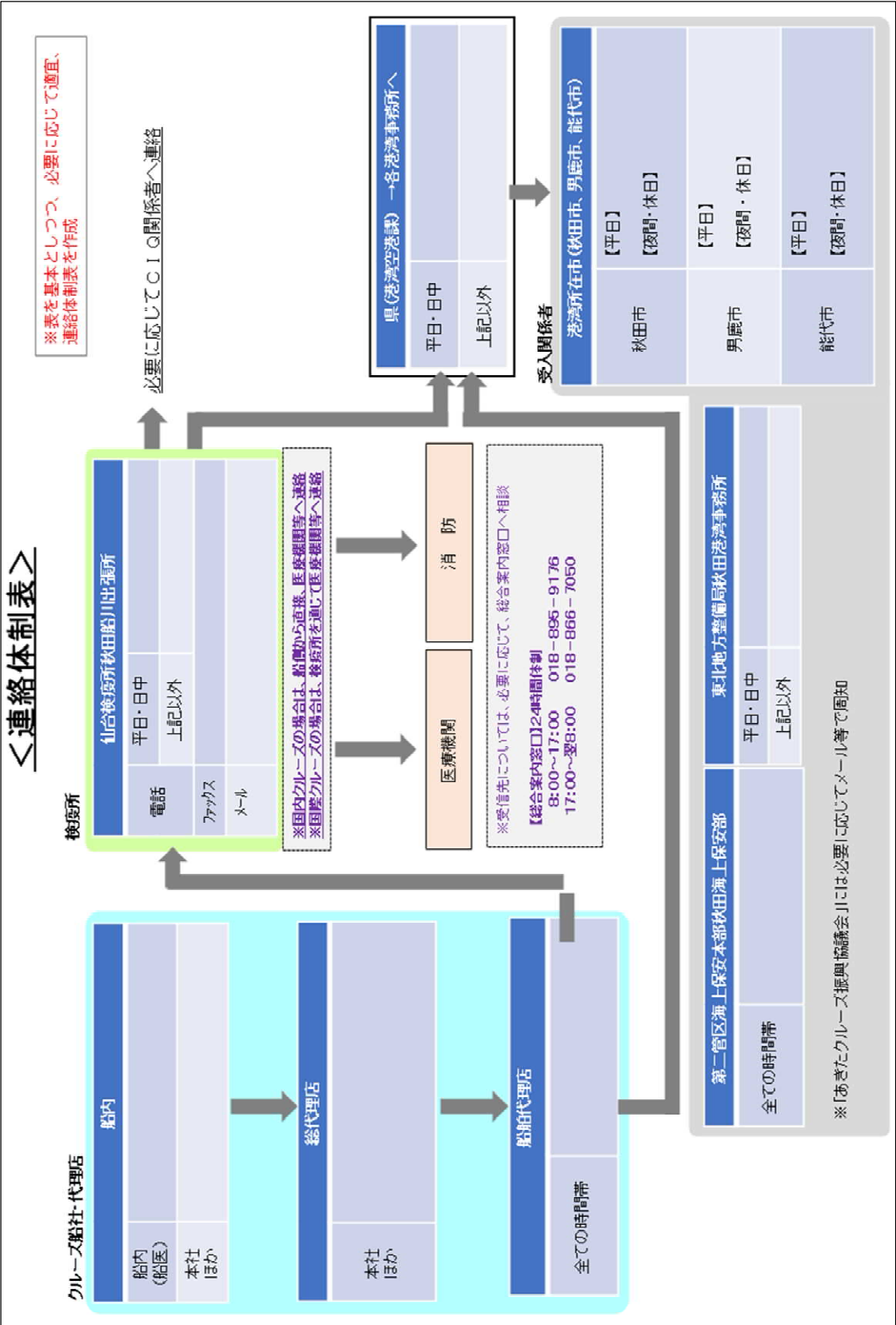
E-Mail kowan-kuko@pref.akita.lg.jp

Ⅱ 資料編

< 目 次 >

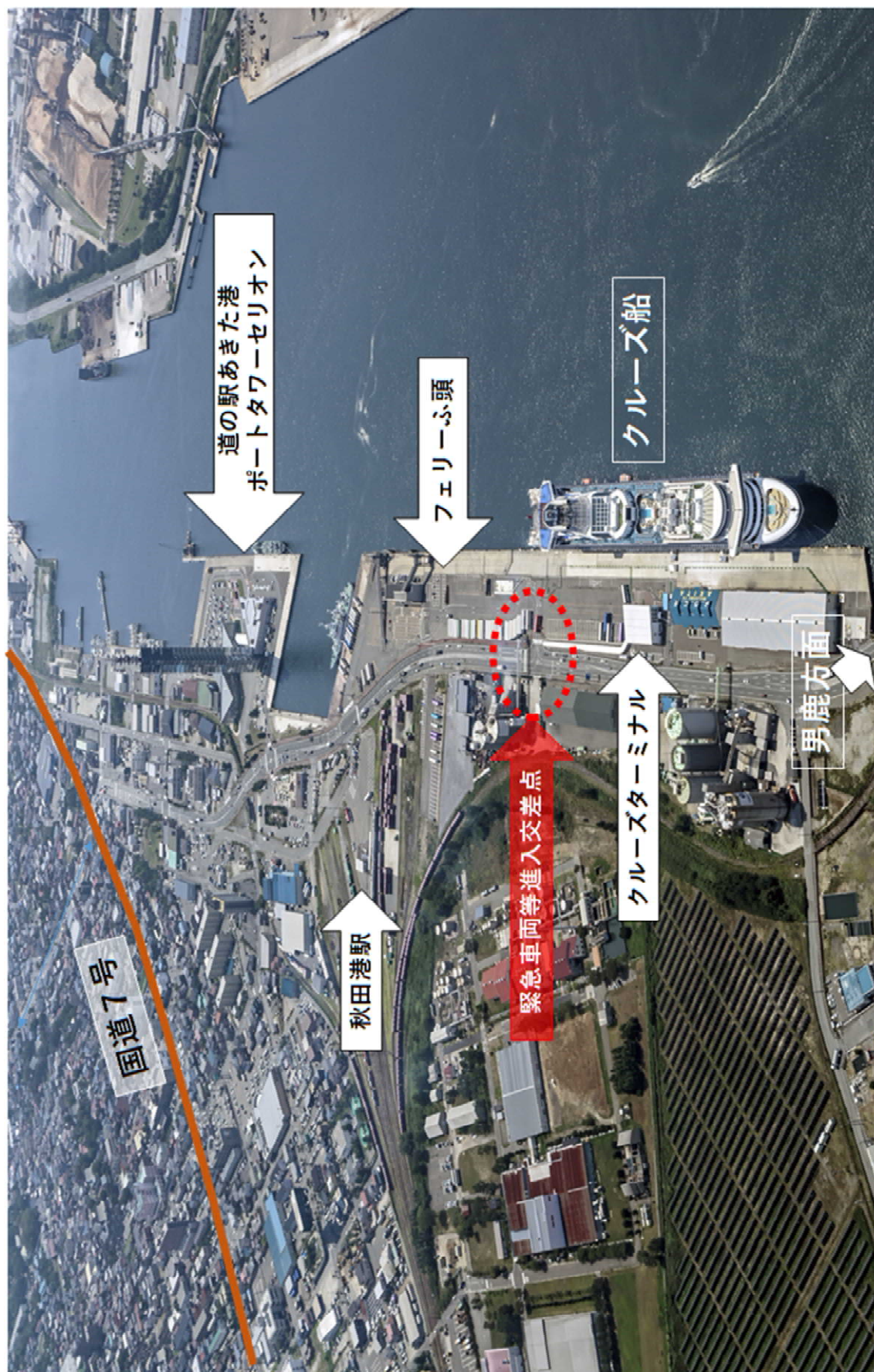
1	別紙 1	連絡体制表	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2	別図 1	秋田港緊急車両等動線図	・ ・ ・ ・ ・	P 2
3	別図 2	船川港緊急車両等動線図	・ ・ ・ ・ ・	P 4
4	別図 3	能代港緊急車両等動線図	・ ・ ・ ・ ・	P 5

連絡体制表

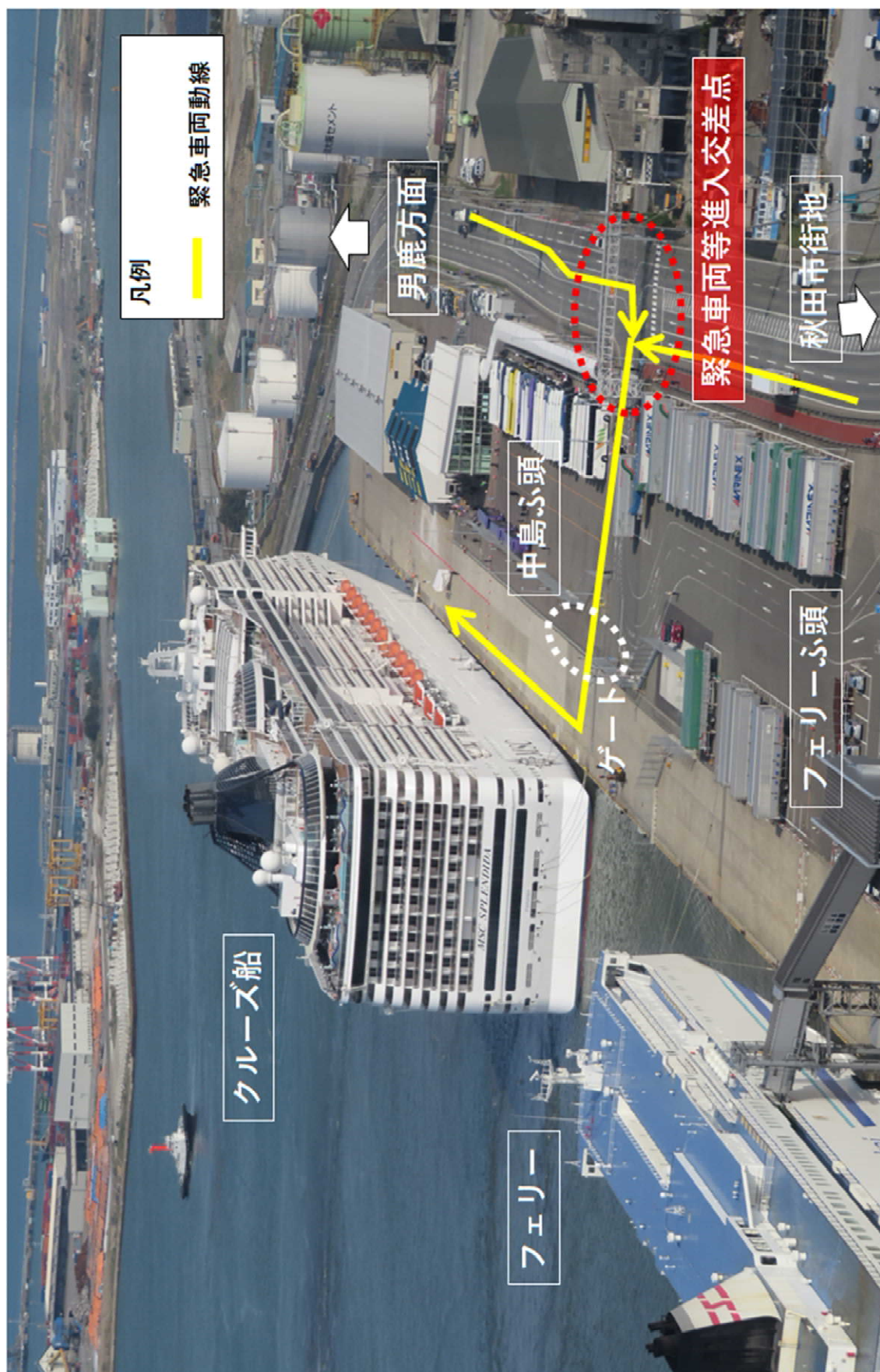


※上記の連絡体制表を基本とし、必要に応じて適宜、追加や修正を行いながら連絡体制を構築するものとする。

秋田港緊急車両等動線図 1 / 2



秋田港緊急車両等動線図 2 / 2



船川港緊急車両等動線図



能代港緊急車両等動線図

